

が導かれる。

State (政府) とは public/nonprofit/formal (政府／非営利／公式) であり、Market (市場) とは private/profit/formal (非政府／営利／公式) であり、Community (地域) とは private/nonprofit/informal (非政府／非営利／非公式) である。

我が国でも同様であるが、福祉活動はこの3者によって行われている。政府の公的扶助、民間の有償サービス、家族・親戚・隣人同士の相互扶助・共助である。政府扶助は最も安定するがに財政の肥大化、国民負担の増加を招きかねないという弊害がある。民間のサービスは機動的で柔軟だが利益のないところにはサービスできないという限界がある。地域の共助はもっとも身近で頼れる存在だが不安定性がある。このように、いずれのセクターも、福祉サービスの供給者としては一長一短があることが分かる。

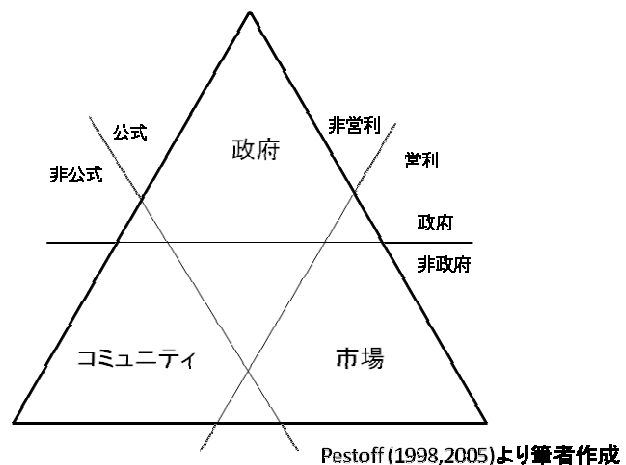
3者の中央が the third sector としての associations である。Associations は private/nonprofit/formal (非政府／非営利／公式) の性格を有し、他の3者のそれぞれの利点を活かしつつ、その欠点を補うものと整理されていると解釈することができる。

### ペストフのトライアングルの公民連携への応用

図表6は、ペストフのトライアングルを公民連携の観点から書き直したものである。

軸は、「官」と「民」を政府／非政府、「公」と「私」を営利／非営利と表現し、公式／非公式を加えた3つに区分した。政府／非政府、営利／非営利の用語を用いたのは、「官」、「民」、「公」、「私」の用語が招く曖昧さや誤解をさせるためである。公式／非公式と同様に、片方の概念を定め他方をそれ以外とすることにより概念の明確化を図った。

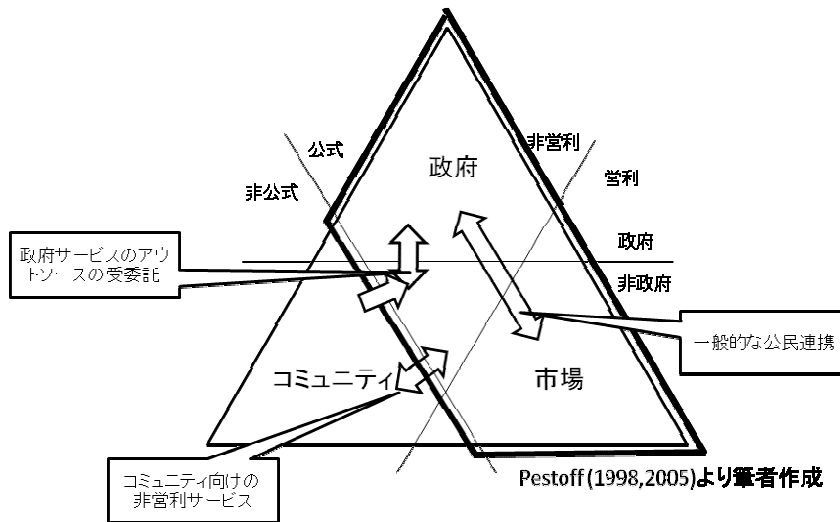
図表6 公民連携のトライアングル



図表7は、このトライアングルを現実の公民連携の動きに反映させたものである。右下がりの矢印は政府と市場の間での契約によるガバナンスを示している。政府と市場が契約を結び、その権利と義務が「公式」に位置づけられている。

これに対して、コミュニティの主体はそれ自体では「公式」とはならない。本人、家族、隣人による公共サービスの供給は何らかの権利義務に基づいて行われるものではないからである。しかしながら、コミュニティの主体も非営利の組織として権利義務の主体になることはできる。指定管理者など政府サービスの受委託が一つの典型である。この場合、コミュニティは非政府非営利公式の団体となった上で、政府と公式の約束を行う。市場の役割を代替していることになる。

図表7 公民連携のトライアングルを使った現実の公民連携の動き



また、同じく非政府非営利公式の団体となった上で、市民向けの非営利サービスを実施する形態もある。環境NPOが環境教育活動を行う場合である。この場合は、政府の役割を代替していることになる。

いずれの場合も、公民連携では右側の公式の世界を対象にしていることになる（図の太線部分）。

### 非公式への対応

図表7で明らかなように、現在の公民連携論は公式の世界で展開されている。本来、非公式のコミュニティも、公式の契約の権利義務主体となることを条件として参加することが許される。公民連携は役割を分担することであり、責任を持って役割を果たせないような当事者に参加資格を与えないのは、民間にとっても行政にとっても、また、当のコミュニティの当事者にとっても必要なことであろう。いわばプロジェクトの安全装置と言えよう。この安全装置のおかげで多くのプロジェクトが実現し、また、失敗を回避しているであろうこともおそらくは事実である。

しかしながら、ペストフのトライアングルに教えられるまでもなく、コミュニティの公共サービスは家族内の自助、地域内の共助として実際に役立っていることも事実である。福祉だけでなく、教育、医療、まちづくり、さらには、産業振興の分野すら、こうした形態が少なからず存在している。これらの自助、共助をどう取り込むか、公民連携にとっては非常に大きなテーマである。

これについては、以下の三つの考え方が存在しうる。

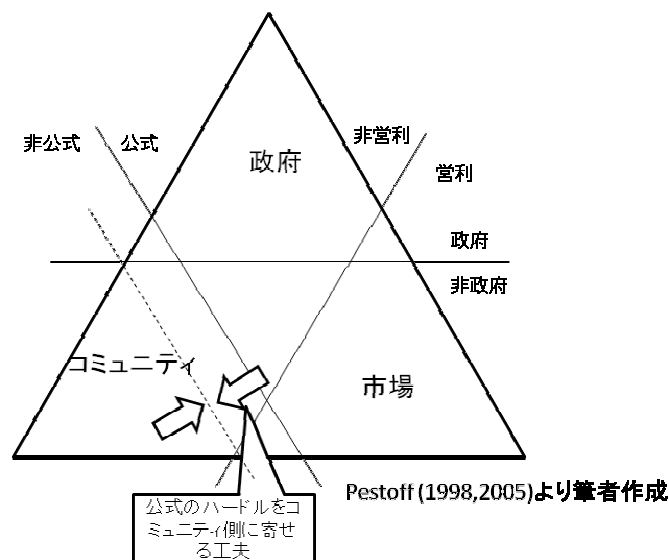
第1は、現在の通説通り、公民連携は公式の領域のみを対象とするという考え方である。実はペストフのトライアングル自体、中央のAssociationsは公式の世界に配置されている。現実には、非公式の行為が存在するにも関わらず、Associationsを公式に位置づけるということ自体、非公式の行為の限界を示していること、言い換えると、非公式を非公式のまま組み込むことは非常に難しいと考える。これが通説が支持される一つの根拠である。

第2は、非公式をあるがままに受け入れるという考え方である。現実の非公式の活動を組み込むことが可能になる。この考え方の欠点は、非公式であるが故に全体としての安定性が担保されないリスクが存在し、そのリスクは別の関係者（政府か市場）が負うことになるということである。政府がそのリスクを負担する場合、財政負担が肥大化する可能性がある。

第3は、個々の主体の非公式な性格をそのままにしつつ、コミュニティ全体として活動を公式

にするとする考え方である。例えば、グラミン銀行のファイナンスのように、個々の借入人は金融面での信用度の低い非公式の存在であるが、借入人を集合として捉えて相互に保証させあうことにより、ピアプレッシャー（隣人の監視）を働かせ、全体としての信用度を、銀行から融資を受けられる程度の公式の存在に引き上げるというものである。何を行えば、非公式を公式に変化させられるのかは非常に難しい問題であるが、公式／

図表8 非公式の公式化



非公式の分岐点を銀行融資を受けられるかどうかに関係なく置けば、非公式を公式に変える工夫は、ファイナンスの世界に見いだせると言える。

図表8は、非公式を公式化する動きを図示したものである。公式のハードルをできるだけ引き下げることによって、コミュニティの参加を促すことができることを表している。

具体的にどのような工夫があり得るかは、別の機会に論じたい。

(参考文献)

東洋大学大学院経済学研究科編著（2006, 2007, 2008, 2009）『公民連携白書』時事通信社  
 Pestoff, V., 1998 & 2005; *Beyond the Market and State. Social enterprises and civil democracy in a welfare society*; Aldershot, Brookfield, Sidney & Singapore: Ashgate.

